

第3章 服 務

○男鹿地区消防一部事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例

昭和48年6月1日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し規定することを目的とする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、管理者又は管理者の定める上級の公務員の面前において、様式第1号及び様式第2号による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、管理者が定めることができる。

附 則

この条例は、昭和48年6月1日から施行する。

様式第1号（消防職員以外の職員）

宣 誓 書	私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。
年 月 日	
氏 名	

様式第2号（消防職員）

宣 誓 書	私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当ることを固く誓います。
年 月 日	
氏 名	